

平成 2 7 年第一回都議会定例会

監 査 委 員 報 告

平成 2 7 年 2 月 1 8 日

監査委員を代表いたしまして、過去1年間に実施した監査の結果について、ご報告申し上げます。

監査委員の役割は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう、各局の事務・事業が適正に実施されているか監査することで、都民の信頼を確保していくことでもあります。

そのため、年間を通じて、定例監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査、決算審査、住民監査請求に基づく監査など多岐にわたる監査を実施しております。

この1年間に合計580か所で監査を実施し、問題点の指摘は203件、指摘金額は約6億円でありました。

はじめに、定例監査について申し上げます。

定例監査は、都の行財政全般を対象とした最も基本的な監査です。

本庁各部の全てと事業所の約4割、合計で445か所を対象として、監査を実施しました。

その結果、病院が借り入れている医療機器について、契約に基づく保守点検が行われたか確認していない事例があったため、安全管理を適切に行うよう求めました。

また、学校経営支援センターにおいて、各学校の校舎の外壁診断を委託により行ったところ、外壁の落下の恐れがあり、安全対策の実施と補修が必要と判定されたにもかかわらず、センターはこのことを学校に連絡していなかったため、速やかに連絡し、生徒の安全を確保するよう求めました。指摘件数としては、合計84件、金額にして約3億3千万円であります。

平成26年の監査では、中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故など、土木構造物に係る安全管理が社会的な課題となっていることから、「土木構造物の維持管理」を重点監査事項の一つとしました。その結果、トンネルや擁壁などの日常点検の結果を記録していないもの、定期点検において早急な対応が必要とされたものの2年以上にわたり補修を行っていなかったものなど、27件の指摘を行いました。

次に、工事監査について申し上げます。

工事監査は、100万円以上の工事を対象として、1,558件について監査を実施しました。

その結果、鉄筋を正しい方向に取り付けていないものや、コンクリート打設後に必要な強度に達していることを確認しないまま型枠を外したものなど、不適切な施工について指摘し、「品質管理」の観点から適切な

監督を行うよう求めました。

また、「単価設定」や「数量算出」に関する積算誤りも認められたことから、積算を適正に行うよう求めるなど、合計27件の指摘を行いました。

これらの工事監査の指摘では、設計や現場監督の実務経験の不足が原因となり、積算における単価設定や数量算出など基本的事項の間違いや、現場の状況を十分把握できていないものが見られます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、技術職員には、大会関連施設の整備のほか、不足している都市インフラの充実や既存施設の適切な維持管理、長寿命化対策が求められます。

このため、職員の技術力の維持・向上や部局を越えた支援体制の拡充など、組織的な取組を求めました。

次に、財政援助団体等監査について申し上げます。

まず、補助金交付団体への監査では、123団体を対象に、補助等に係る事業が、目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかなどについて検証いたしました。

その結果、例えば、保育所を運営する社会福祉法人において、対象児童数の算定誤りなどによる過大交付が認められたため、補助金の返還を

求めました。また、所管局に対しては、算定誤りが繰り返されていることから、審査事務の充実など、一層の改善を求めました。

出資団体への監査では、12団体を対象に、団体の事業が出資の目的に沿って適切に運営されているかなどについて検証いたしました。

その結果、例えば、資金運用に当たって、団体で定められた規程に反して、文書による決定を経ないまま、金融商品の売買を行っていた事例が認められたため、手続を適正に行うよう求めました。

次に、行政監査について申し上げます。

行政監査は、特定の事務や事業を対象として行う監査であり、今回は、「債権管理」について監査しました。

その結果、事務手順に定められた督促や催促を行っていないもの、部署間の引継ぎが十分でなく債権回収に向けた交渉が滞っていたものなど、11件の指摘を行い、改善を求めました。

次に、決算審査について申し上げます。

平成25年度の決算について、決算の数値が正しいか、予算の執行が適正で効率的に行われているかなどを審査しました。

その結果、例えば、財産に関する調書において、出資による権利で6

件、合計約13億円の登載誤りがあり、適正に事務を行うよう求めました。

次に、監査結果に対する措置状況について申し上げます。

監査は、指摘した問題点が改善されて、はじめてその目的を達成します。このため、年2回、各局から改善状況について報告を求め、その改善を促しています。過去3年間に行った指摘について見ると、各局が改善に努めた結果、これまでに約92パーセントが改善済みとなっています。

具体的な改善事例としては、水道・下水道料金等の還付に関する事務が円滑に行えるよう新たに還付事務室を設置し、事務処理体制を見直したもののや、災害時に期限切れ医薬品が使用されないよう備蓄医薬品の管理方法を見直したものなどがありました。

また、監査結果に基づく見直し内容を、予算編成における事業評価として、迅速かつ的確に予算へ反映させる仕組みが、平成25年度予算編成から導入されております。

引き続き、監査結果が都の事務・事業の改善につながるよう、質の高い監査を実施するとともに、同じ誤りが繰り返されることのないよう、各局における改善の取組を促して参ります。

このほかに、都民からの住民監査請求が9件あり、そのうち請求要件を満たした、補助金支出に関する請求1件について監査を実施いたしました。

以上、この1年間に実施した監査について述べてまいりました。

監査の結果、総じて言えることは、組織内部のチェック機能や、異なる部門間での連携が十分に機能していないために、事務処理の誤りや遅れが見過ごされていることです。

各局長並びに管理者の皆様には、組織の責任者として先頭に立ち、指摘を受けた事項の是正・改善のみならず、誤りの根本原因の解消や仕事の進め方の見直しなど内部統制を構築し、再発防止の徹底に努められるよう望みます。

我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いていますが、都財政は、景気の影響を大きく受けやすい歳入構造であり、先行きは予断を許さない状況にあります。

こうした中で、都は、5年後に迫った2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けて、一丸となって開催準備に取り組むとと

もに、少子高齢・人口減少社会への対応や高度な防災都市の実現をはじめ、山積する課題を解決していかなければなりません。

そのためには、これまで以上に創意工夫を凝らすとともに、無駄を排除し、効率的、効果的に事業を推進していくことが求められます。

こうした中であって、事務・事業の効率化や都民へのサービス向上が図られているかを検証する監査の果たす役割が、より一層重要であります。

私ども5名の監査委員は、都政が公正かつ効率的に運営されるよう、これからも監査委員の使命を全力で果たし、都民の信頼と期待に応えていく決意であることを申し上げ、報告を終わります。